

燃 料 買 入 仕 様 書

1 目 的 本仕様は、海上保安庁が購入する船舶用主燃料について適用する。

2 件 名 軽油(免税)4・5・6月分(仙崎)

3 品名・規格及び予定数量

品 名	規 格	単 位	予定数量	備 考
軽油(免税)		L	19,100	

※燃料規格は、JIS に規定する品質による。

※数量は、契約期間内における納入予定数量であるため、増減が生じても異議は申し立てないこと。

4 契約期間 令和8年4月1日～令和8年6月30日

5 納入場所 仙崎港停泊中の指定する船舶

6 用語説明 「検査職員」とは、支出負担行為担当官第七管区海上保安本部長が検査をすることを命じた職員であり、納入場所において数量検査を行う海上保安庁の職員をいう。

7 契約方法

- (1) 本件は、1リットル当たりの単価契約とする。
- (2) 契約期間中に契約単価の変更をする場合は、別添特約条項に基づき原則月1回実施するものとする。

8 納入方法

- (1) 指定された船舶船内タンクへ直接納入すること。
- (2) 請負業者は、契約期間の初日までに連絡体制表を提出すること。
- (3) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船(PS型を除く)については夜間(17:00～08:30の間)、巡視艇及びPS型巡視船については深夜(22:00～05:00の間)の納入は指定しない。
- (4) 発注は原則として平日の日中(08:30～17:00)に行うものとする。
なお、納入日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り直前の平日正午までに発注を行うものとする。
- (5) 納入に際しては、請負業者が必ず立ち会うこと。
- (6) 1回の納入数量が、4,000リットルを超える場合は、検査職員が15℃における容積換算を行い、検査後の算定数量を納入すること。
- (7) 納入に要する必要経費及び納入完了までに発生した全ての事故の補償等の経費は、全て請負業者負担とする。
- (8) 納入にあたっては、関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。

9 検 査 納入時、検査職員による納品検査を受けること。

10 支払方法

- (1) 納入検査合格後、1ヶ月毎の支払いとする。
- (2) 夜間(17:00～08:30の間)及び休祝日の積込みについては、別紙のとおり時間外積込割増料金を請求することができる。

11 その他

- (1) 契約予定数量のうち、1ヶ月分の予定数量が、10,000リットル以上の場合には、初回納入前に性状試験成績書等を検査職員に提出すること。
なお、次月以降の納入に際し、請負業者が前回の成績証等と同一の申し立てをした場合は、提出を省略することができる。
- (2) 必要に応じて、納入された油類を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがあるが、その際の採取に要する経費一切は請負業者負担とする。
- (4) 法令に定められた書類及び試料の提出を求められた場合は、これに応じること。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合は、第七管区海上保安本部経理補給部補給課に連絡し、その指示に従うこと。

契約単価の変更に関する特約条項

(特約の目的)

第1条 この特約は、燃料油類売買単価契約書第7条に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注者及び受注者において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

(契約単価改定基準)

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

一般財団法人経済調査会発行の「デジタル物価版」(以下「物価版」という。)に掲載される各品目の価格とする。

2 価格調査及び実施者

開札日以降毎月1回、物価版(月の初めに発行される号)発行時に、発注者が実施する。

3 改定単価

基準とする指標に対して、1円以上の増減があった場合に、当該増減額を改定前の単価に増減した価格を改定単価とする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の当月1日以降納入分から適用する。

(契約単価改定の方法等)

第3条 発注者は、前条による新たに改定単価を算定した場合、受注者に通知する。

受注者は、発注者から通知された改定単価に異議がある場合は、通知の日から起算して14日以内に書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は協議とする。

(急激な物価変動時等の対応)

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は前3条の定めにかかわらず、契約書第7条による契約単価を変更することができる。

1 積込割増料金(山口県)

適用	作業時間	積込割増料金単価(円/1時間・税込)				
		バージ			ローリー・ミニローリー、ドラム等	
		3名 (船長・機関長・普通作業員)	2名 (船長・機関長)	2名 (船長・普通作業員)	1名 (一般運転手)	2名 (一般運転手・普通作業員)
平日時間外	0500～0830 1700～2200	10,934.00	7,964.00	6,952.00	3,025.00	5,995.00
平日深夜	2200～0500	13,123.00	9,570.00	8,338.00	3,619.00	7,172.00
休祝日	0500～2200	11,803.00	8,602.00	7,502.00	3,267.00	6,468.00
休祝日深夜	2200～0500	13,992.00	10,208.00	8,888.00	3,861.00	7,645.00

※作業時間は分単位とし、燃料積込みに要した時間及びバージ等給油船舶又はローリー等給油車両等が納入場所までの往復に要した移動時間の合算とする。

※積込割増料金の単価は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について(国土交通省 不動産・建設経済局 令和8年2月17日付)」による。

なお、新たな公共工事設計労務単価が公表された場合は、当該単価を変更の上、適用日以降、適用するものとする。

但し、変更後の単価に異議がある場合は、協議するものとする。

2 請求書に添付する書類

「船舶燃料積込(時間外)内訳書(その1)」

「船舶燃料積込(時間外)内訳書(その2)」

「経路図」 ※請負者側の出発地(バージ等給油船舶又はローリー等給油車両の待機場所など)から納入場所までの経路及び所要時間がわかるもの